

# 【商品概要説明書】

## 子育て応援定期貯金“忍びっ子定期貯金”

(2022年4月1日現在)

商品名	スーパー定期貯金<単利型> (愛称：子育て応援定期貯金“忍びっ子定期貯金”)
販売期間	2022年4月1日～2023年3月31日
ご利用 いただける方	次に該当する方 ・個人のお客様に限ります。 ・未婚の学生(25歳以下)で普通貯金口座をお持ちの方に限ります。 ※貯金名義は、お子さま名義となります。 <b>未婚の学生には未就学児も含まれます。</b>
預入期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります。
預入方法  (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	※新規のお預け入れとさせていただきます。 (既契約からの増額・満期継続・中途解約による預入は対象外) ・一括預入 ・1名義につき10万円以上300万円以内 ※1名義につき総額300万円の範囲内での複数契約が可能です。 ・1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息  (1) 適用金利          (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金   (5) 金利情報の 入手方法	ご利用いただける要件を満たされる方に下記の金利を適用します。 お子さま名義の場合・・・預入時の店頭表示利率+0.05%  当JAで親権者の方が「給与」または「児童手当」をお受取りいただいている場合は、ご利用いただける要件を満たされる方に、下記の金利を満期日まで適用します。 お子さま名義の場合・・・預入時の店頭表示利率+0.15% ※自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。  ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：0595-24-5111(代)）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱中止」することがあります。</li> <li>・窓口のみでのお取扱いとなります。</li> <li>・ご利用いただける要件を満たすお子様である事を証明する健康保険証や 18 歳以上の場合は学生証のコピー等を提示いただきます。</li> <li>・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・他の金利上乘せ定期貯金との併用はできません。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問合せ下さい。

J A いがふるさと